

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 青空に元気 !!



## 「人事労務通信」 今月号で100号です。

「人事労務通信」は、今から8年前、平成25年2月号が、スタートでした。

人事労務センターを開業して2年目でした。お付き合いのある事業所の皆さんへの「事業の発展と雇用環境の改善のための情報や社会保険・労働保険の手続きに関する質問などに対応出来る」ことをめざしてのスタートでした。

これまでの通信を読み返して見ると、日頃の業務に関してのお問い合わせに答えるための「Q&A」や「助成金情報」などを毎月掲載

しています。

事業所を訪問した際には、その記事に対するさらなる質問を頂くこともあり、役に立っているのかなと嬉しくなったものです。

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間の延長及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

### <申請対象期間の延長及び日額上限の変更>

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、申請対象期間が令和3年6月末まで延長となりました。

なお、今回延長の対象となった5月・6月分については、1日あたりの支給上限額が原則として9,900円となります。

	申請対象期間	申請期限	支給上限日額
中小企業	令和2年 10月～12月	令和3年 5月31日	11,000円
	令和3年 1月～4月	令和3年 7月31日	11,000円
	令和3年 5月～6月	令和3年 9月30日	9,900円
大企業	令和2年 4月～6月	令和3年 7月31日	11,000円
	令和3年 1月～4月	令和3年 7月31日	11,000円
	令和3年 5月～6月	令和3年 9月30日	9,900円

※上記の支援金・給付金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまんえん防止の措置の影響により休業させられた労働者や大企業のシフト制労働者等のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方が対象となります。



## 波戸岬の夕日

仕事のついでに唐津の波戸岬に。きれいな夕日でした。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 高年齢求職者給付金

### Q&A

Q 65歳で退職したら、失業給付はありますか？

A : 雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として求職者給付があります。

Q : 給付を受けるには、条件があるのでしょうか？

A : 65歳以上の方に対する求職者給付は、高年齢求職者給付金(一時金)となり、受給要件としては、「原則として離職の日以前1年間に6カ月以上の被保険者期間※」が必要です。

Q : 離職の日以前は、家族の介護のために介護休業をしていたために、1年間に6カ月以上の被保険者期間の要件は、満たしていないのですが？

A : 被保険者期間の算定には、特例があり、「疾病・負傷その他一定の理由により30日以上賃金を受けなかった日数を加算」して、最大1年間で1年6か月までに要件を緩和してその間に6カ月以上の被保険者期間があれば、受給できることとなっています。(高年齢求職者給付金の場合)

Q : 要件緩和の特例があることを知らなかったもので、諦めていました。

A : 必要書類を持参の上、ハローワークで相談されることをお勧めします。

※被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月として計算します。

★高年齢求職者給付金は、一時金となっています。

(65歳以上で退職された方)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

## 睡蓮が開花しました



庭に睡蓮が数鉢あります。

今年も睡蓮は、可憐な花が葉陰にひっそりと開花し、夕方になると、花

は眠り、また、翌朝、日が昇ると目覚めたように開花します。

今年は、きれいな花をつけることを願って親戚の家に一鉢ゆずりましたが、まだ、開花の連絡はありません。



### あとがき

時の流れは速いもので、新しい年になったなと思う間もなく、もう5月を迎え、散歩の途中の土手には、薊が咲いていました。



万歩計を付けて何とか継続していますが、10日目に記録した7,890歩が、現在の最高歩数で1万歩を達成できるのは、いつの日か？気が遠くなりそうです。

でも、歩数はあがらなくても、田んぼ道の可憐な草花や四つ葉のクローバーを発見したり、川面の鴨や青空高く雲雀に出会ったりと田舎ならではの発見が多く、“コロナ禍”のストレスの解消に役立っているような気がします。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com